

西日本工業大学大学院学則

最終改正 令和4年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この大学院学則は、西日本工業大学学則（以下「学則」という。）第2条の4の規定に基づき、西日本工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学部における確かな専門技術教育の基礎としつつ、複雑に多様化する現代の技術分野に対応すべく、大学院においては、幅広い社会的見識と、柔軟な技術応用能力の涵養を図り、高度専門技術者、経営者、起業家を育成することを目的とする。

(人材養成に関する目的)

第2条の2 人材育成に関する目的は、次のとおりとする。

幅広い社会的見識と工学系分野における柔軟な技術応用能力を育成し、課題の発見と対応・解決能力を備えた高度専門技術者、経営者、起業家を養成する。

(1) 生産システム分野（工学生産系分野）

エネルギー、制御、製造などに関する高度な専門性を修得し、工学生産技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を養成する。

(2) 環境システム分野（自然・人間環境分野）

制御、計画、デザインなどに関わる高度な専門性を修得し、自然・人間環境技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を養成する。

(自己点検・評価)

第3条 前条の目的及び社会的使命を達成し、本学大学院の教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

第2章 研究科、課程、専攻、収容定員及び修業年限

(研究科)

第4条 本学大学院に、工学研究科を置く。

(課程)

第5条 工学研究科に修士課程を置く。

2 修士課程は、幅広い社会的見識と工学系分野における柔軟な技術応用能力を育成し、課題の発見と対応・解決能力を備えた高度専門技術者、経営者、起業家を養成することを目標とする。

(専攻及び教育研究上の目的)

第6条 工学研究科に生産・環境システム専攻を置く。

2 生産・環境システム専攻においては、工学生産系分野（生産システム分野）におけるエネルギー、制御、製造など、及び自然・人間環境分野（環境システム分野）における制御、計画、デザインなどに関わる学術技術の理解と応用を教授研究し、幅広い技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

(収容定員)

第7条 工学研究科の定員は、入学定員を10名、収容定員を20名とする。

(修業年限)

第8条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第3章 組織

(教員組織)

第9条 本学大学院の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。

2 本学大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

(研究科長)

第10条 研究科に、研究科長を置き、学長が推薦し、理事長が任命する。

(運営組織)

第11条 本学大学院に、工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は、工学研究科長、工学研究科の教授及び准教授をもって構成する。ただし、必要に応じてその他職員を加えることができる。

3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 研究科の運営に係る規定については、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第12条 学年、学期及び休業日については、学則第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

第5章 入学、転入学、再入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 特別の必要があり、教育上支障がないときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第15条 入学の出願については、学則第16条の規定を準用する。ただし、入学検定料は、別表2のとおりとする。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可者の手続)

第17条 入学手続及び入学許可者の手続については、学則第18条の規定を準用する。

(外国人留学生等)

第18条 外国人留学生等については、学則第19条の規定を準用する。

(転入学)

第19条 他の大学院の学生で本学大学院に転入学を志願する者があるときは、当該年次に欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第20条 本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、当該年次に欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(転入学等の入学手続等)

第21条 前2条に規定する転入学及び再入学に係る入学の出願及び手続については、第15条及び第17条の規定を準用する。

(休学)

第22条 休学については、学則第23条の規定を準用する。

(休学期間)

第23条 休学期間は、引き続き1年、通算2年を超えることができない。

2 休学期間は、第8条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第24条 復学については、学則第25条の規定を準用する。

(退学)

第25条 退学については、学則第26条の規定を準用する。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料その他納付金の滞納が長期にわたる者
- (2) 第8条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第23条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり所在不明の者

第6章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第27条 本学大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 本学大学院において開設する授業科目及び単位数は、別表1に掲げる「教育課程表」のとおりとする。

4 履修方法は、本学大学院学則に定めるものの他、別にこれを定める。

5 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

7 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生を当該大学院又は研究所等に派遣のうえ、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

(教育方法の特例)

第 27 条の 2 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位)

第 28 条 各授業科目の単位の算出基準及び認定は、学則第 30 条、第 31 条第 2 項及び同条第 3 項の規定を準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 29 条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15 単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、次条に規定する他の大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位とは別に、15 単位を超えない範囲で修了要件に算入できるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 30 条 学生が、他の大学院における授業科目の履修及び外国の大学の大学院へ留学する場合については、学則第 32 条の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項中「60 単位」とあるのは「15 単位」と読み替えるものとする。

2 第 29 条及び第 30 条を適用して修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第 30 条の 2 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育職員免許状)

第 31 条 高等学校教諭 1 種免許状授与の所要資格を有する者で、本学大学院において高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院研究科の修士課程において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状の種類（免許教科）
工学研究科	生産・環境システム専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）

3 前項の所要資格を得るための授業科目の履修方法等その他必要な事項については、別にこれを定める。

第 7 章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第 32 条 課程の修了は、研究科に 2 年以上在学し、36 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第 33 条 本学大学院の課程を修了した者には、修士（工学）の学位を授与する。

第8章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第34条 表彰及び懲戒については、学則第38条及び第39条の規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

第35条 研究生については、学則第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条及び第53条の規定を準用する。ただし、特別の必要があり、教育研究上支障がないときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(科目等履修生)

第36条 科目等履修生については、学則第49条、第50条、第52条、第53条、第54条、第55条及び第56条の規定を準用する。この場合において、科目等履修生の入学資格については第14条の規定を準用する。

第10章 学費

(学費)

第37条 学生は、授業料その他の学費を納入しなければならない。ただし、特別に認められた場合は、その一部を免除することがある。

2 学費の額は、別表2のとおりとする。

3 学費の納入方法その他の取扱いについては、別にこれを定める。

4 納入済の学費は、返還しない。ただし、特別に認められた場合は、その一部を返還することがある。

第11章 特別奨学生

(特別奨学生)

第38条 人物、学力ともに優秀な学生に対しては、選考のうえ、特別奨学生として授業料の減免または奨学金を支給する。

2 特別奨学生に関する必要な事項は、別にこれを定める。

第12章 雑則

(雑則)

第39条 この大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 3 この学則は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 4 この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 5 この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 6 この学則は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 7 この学則は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 8 この学則は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 9 この学則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 10 この学則は、平成28年4月1日から改正施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対する学則第27条及び第37条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 11 この学則は、平成30年4月1日から改正施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生に対する学則第27条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 12 この学則は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生に対する学則第37条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 13 この学則は、令和2年4月1日から改正施行する。ただし、令和元年度以前に入学した学生に対する学則第27条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 14 この学則は、令和3年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年度以前に入学した学生に対する学則第27条、第29条、第30条及び第37条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 15 この学則は令和3年12月16日から改正施行する。
- 16 この学則は、令和4年4月1日から改正施行する。ただし、令和3年度以前に入学した学生に対する第27条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表1

教育課程表

区分	科目番号	授業科目	単位数	分野別種別		授業時数				備考
				生産	環境	1年		2年		
						前	後	前	後	
生産システム分野専門科目	MS119	材料工学特論	2			2				
	MS102	流体工学特論	2			2				
	MS116	エネルギー変換工学特論	2			2				
	MS104	制御工学特論	2			2				
	MS120	成形加工特論	2			2				
	MS121	材料電子化学特論	2			2				
	MS122	溶接・接合特論	2			2				
	MS117	放電プラズマ工学特論	2				2			
	MS106	電気応用工学特論	2			2				
	MS123	信号処理特論	2				2			
	MS108	電子デバイス特論	2			2				
	MS109	情報通信工学特論	2			2				
	MS302	半導体回路設計特論	2					2		
	MS118	データサイエンス特論	2				2			
	MS111	電気エネルギー工学特論	2				2			
	MS124	ロボット機構学特論	2				2			
	MS112	生産システム特別講義	2				2			
	MS114	生産システム特別実習	1~2			(随時)				
MS501	生産システム演習	4	◎		2	2				
環境システム分野専門科目	ME101	地域環境工学特論	2			2				
	ME102	地域環境情報システム論	2				2			
	ME103	地盤工学特論	2				2			
	ME105	交通システム工学特論	2				2			
	ME122	環境影響評価特論	2				2			
	ME123	耐震工学特論	2			2				
	ME301	都市環境マネジメント論	2					2		
	ME124	建築計画特論	2				2			
	ME125	空間設計論	2				2			
	ME126	住環境デザイン論	2			2				
	ME127	鉄骨構造工学特論	2			2				
	ME128	鉄筋コンクリート特論	2				2			
	ME308	木質構造工学特論	2					2		
	ME309	建築材料工学特論	2					2		
ME108	空間デザイン史特論	2			2					

環境システム分野専門科目	ME109	学外構造系インターンシップ°	1						集中講義
	ME305	学外プロジェクト型インターンシップ° I	4						集中講義
	ME502	学外プロジェクト型インターンシップ° II	4						集中講義
	ME306	学内プロジェクト型インターンシップ° I	4				4		集中講義
	ME503	学内プロジェクト型インターンシップ° II	4				4		集中講義
	ME129	視覚伝達デザイン特論	2			2			
	ME112	情報数学特論	2			2			
	ME130	メディアデザイン特論	2				2		
	ME121	アーゴノミクス特論	2				2		
	ME307	情報デザイン特論	2					2	
	ME116	環境システム特別講義	2					2	
	ME118	環境システム特別実習	1~2						
	ME501	環境システム演習	4		◎		(随時) 2	2	
共通科目	MC101	技術経営論	2			2			
	MC103	知的財産戦略論	2			2			
	MC111	情報工学特論	2			2			
	MC106	環境経済学論	2				2		
	MC109	社会心理学特論	2			2			
	MC110	経営英語特論	2				2		
	MC501	生産・環境システム特別研究	8	◎	◎				

備考

- 1 分野別種別欄（生産は生産システム、環境は環境システムの略）は、それぞれの科目について各分野の必修・選択の指定を示すものであり◎印が必修、無印が選択を示す。
- 2 生産システム分野あるいは環境システム分野いずれかを選択し、各分野の演習及び生産・環境システム特別研究を修得するとともに、生産・環境システム特別研究を除く共通科目から2科目以上修得しなければならない。
- 3 生産システム分野専門科目の生産システム特別実習及び環境システム分野専門科目の環境システム特別実習については、履修（実習）状況に応じて、生産システム特別実習Ⅰ・環境システム特別実習Ⅰ、生産システム特別実習Ⅱ・環境システム特別実習Ⅱとして、この順にそれぞれ1単位を付与する。

別表2

入 学 検 定 料 ・ 学 費

① 入学検定料 30,000 円					
② 学 費					
年次	学費種別	入 学 金	授 業 料	教 育 充 実 費	合 計
1 年次		100,000 円	546,000 円	294,000 円	940,000 円
2 年次			546,000 円	294,000 円	840,000 円
備 考					
1 本学卒業生の入学検定料は、①の入学検定料の2分の1の額とする。					
2 本学卒業生の入学金は免除する。					
3 修業年限を超えて在籍した場合は、当該年度2年次の学費を徴収する。					